

第6期 第1回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第1回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和3年11月5日（金） 午後5時30分～午後7時40分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】壬生部会長、田中委員、猪俣委員 木村委員、牛田委員 5人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、藤井総括主査、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○自治基本条例検証作業の進め方（案）について ○検証に必要な調査事項及び資料について
資料	○資料1 自治基本条例検証作業の進め方（案） ○資料2 目次一覧（大阪府内） ○資料3 自治基本条例検証に必要な調査事項・資料 ○資料4 検証シート ○参考資料1 他市町村の条例改正 ○参考資料2 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 ○参考資料3 阪南市自治基本条例解説付き
要旨	自治基本条例の検証作業の進め方について 検証に必要な調査事項及び資料について
会議	<p>あいさつ</p> <p>部会長 皆さん、こんばんは。前回推進委員会で集まってから、ちょっと間が経っていますが、資料を見ていただいたらわかると思います。今回、部会のミッションは、自治基本条例の検証をするということです。 今日は1回目ということで、検証作業をどのように進めていくかという説明を事務局から聞き、その後、検証を進めるにあたり、どのような点を見ていくかということを中心に考えていくこととなります。部会は、推進委員会より人数が少ないので、ざっくばらんに、意見が言えればと思っていますので、皆さんご協力よろしくお願いします。</p> <p>【自治基本条例検証作業の進め方（案）について】</p> <p>事務局 資料1に基づき、検証の視点や今後の予定など、検証作業について説明。 （自治基本条例検証作業の進め方（案）について委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>部会長 基本自治基本条例が、今どういう状況になっているのかっていうのをまず検証していくということで、検証の視点について2つ説明がありました。1つ目は、社会情勢に合わせて見直す必要があるかということ。自治基本条例ができて10年以上経過しているため、当然、社会環境が変化していることがあるので、今の状況に合わせて、何か条文を追加・削除したり、又は文章を変えたりする必要がないかということを検討するというのが1つ目。2つ目は、条文に書かれていることが、きちり適正かつ円滑に運用されているかどうか。この2つの視点について、前文から31条までであるなか、1条ずつ検証していくこととなります。 検証作業を進めていき、必要であればこういう点を見直したらいいのではという案を、部会で作ります。その部会で作成した案を元に、推進委員会に報告し意見を頂き、その意見について再度、部会で検討し、また次の推進委員会に報告を行うという流れを何回か繰り返していくことになり、最終、推進委員会として答申をまとめるのが、令和5年3月末の予定だということ。 スケジュール（案）を事務局提示されていますが、思ったより進まない場合もあったりするため、この辺は、あくまで予定とだけいただければと思います。 実際いろいろやってみながら、新しく気づくこともあるかと思うので、そういう場合は、前期の部会もそうでしたが、ある程度前に進んでから、後に戻る。何回もグルグル回って検証を行うこともあるかもしれません。そうすることでより良い検証の案が部会で作り上げられると思います。すみません。ちょっと私がいろいろしゃべりすぎたのですが、事務局として補足はないですか。</p> <p>事務局 条例検証は、ハードルが高いように見えてしまいます。条文を1条ずつ確認し、本当に適正なのかどうか、またチェックをどこまでできるかということがあるかと思うのですが、部会では、本当に忌憚ないご意見で問題ありません。もう少しこうした方がいいんじゃないかという発言が、一つきっかけになり、そこから話題が広がったりすると思います。 また、推進委員会へも当然お諮りをしていきますので、部会員以外の方からも新しい目で見ると違う意見も生まれたりします。部会では、率直に疑問に思われたことなどを意見として述べて頂ければと思います。</p>

部会長	皆様から特段ご意見等無ければ、次の資料の説明をしていただいて、ちょっと具体的なイメージを持っていただいた上で、質問があれば、おっしゃって頂ければと思いますので、まずは事務局より説明をお願いします。
【検証に必要な調査事項及び資料について】	
事務局	資料2、3、4及び参考資料に基づき、見てみたい数値や情報など、検証に際し必要な情報について説明。
部会長	今日することが、資料3を埋めていくという事になります。それぞれ検証する場合に、どんなことを知っておきたいか、どんな情報が欲しいか。ということをお互いに出していただきたい。というのが、今日の目標です。 事務局から、条文を検証するかどうかも含めてとの説明がありましたが、それも本日考えていきますか。例えば、前文の検証をした方がいいと思いますか。するのであればどのような資料が必要ですかというような感じで進めていきますか。
事務局	31条あるため、なかなか大変な作業となるため、資料3の表右の①番、②番を埋めるっていう事が一番望ましいと思います。
部会長	①と②と区別して、この情報が必要としていくのは難しいような気がするので、あまりこの二つの視点は気にしなくても問題ないですよ。
事務局	問題ありません。資料についても、この条文を検証していくのに、こんな資料があれば運用されている状況が分かるだとか、こんなものがあればいいな。というようなことで結構です。
部会長	先ほど第11条を例に挙げて説明を頂きましたが、議会の責務について確認をする際に、どんな情報が欲しいか、どんな資料が欲しいか、場合によっては調査をしなくてはならないかもしれないですが、資料の作成については、事務局で考えてくださるので、こんなことが知りたいっていうのを教えていただければと思います。 まず、条文の前文ですね。大体、他団体の自治基本条例を見てますと、その町の歴史であるとか、大切にしているものなど、いろいろ市民の方からキーワード出してもらい、それを文章化するということをしており、長いところやシンプルなところなど様々です。 あくまで前文なので、検証っていうのはなかなかするのは難しいかなと思うのですが、ただ、時代背景などを考えて、キーワードを入れたりするなどの提案はあるかもしれません。当然提案は、いただけるとすれば、今回じゃなくて、次回以降になると思います。 これも10年以上前の話なので、もっと今にあった言葉というか、市民にとって親しみのある大事な言葉があるかもしれないので、そういう提案があったら面白いかなと思いました。 なので前文については、確認したい事項というものは、なかなかないかと思えます。
部会長	とりえず順番に進んでいきますが、思いついた時に声を上げてくださって結構です。いつでも、どこのことを言っていただいて大丈夫ですので、手を挙げて発言をお願いします。 次に、第1条目的なんですけど、条例の目的自体が変わることは、なかなかないと思うんですけども。なおかつ、先ほど前文と同じように確認する事項として、これがちゃんとできてるかかどうかということではなく、おそらく、これに各条文の検証をすることによってこの目的を確認することになるのではと思いますので、目的のところも、検証はしなくてもいいかなと思います。 次に、第2条の最高規範性について、前回の見直し時は、他条例等と自治基本条例の整合性について調査をしていただいた。当然、最高規範なので、自治基本条例以外の条例を策定するときに、自治基本条例の内容と違うことを記載してはいけないということで、齟齬がないかの調査をしてもらった。前回の検証以降に他条例の改正や、新しく策定した条例はありますか。あれば、それは整合性の調査が要るかなと思いますので、検証以降に改定された条例や策定された条例の有無や整合性の確認ができる資料をお願いします。
部会長	次に、第3条の定義について、市民、市、執行機関、参画、協働について整理をしているところで、前回の検証結果のところにも書いていたのですが、自治基本条例で用いるような定義を決めているものなのであまり変わるものではないかなと思います。 ただ、場合によっては、定義しなくてもならない言葉を追加するということもあり得るかと思えます。
委員	あんまり考えなくていいかもしれないですが、テレワークとか進んできて、在勤の捉え方というか、事業所を置くという感じが曖昧になってきているような気もします。阪南市でテレワークしませんか。みたいなこともあるでしょうし、どこまでが市民と考えるかっていうのは、広がっていくのか。どうなのか。とちょっと最近の流れの中で気になりました。 事業所が例えば大阪市内にあって、でもテレワークのワーケーションのように海の見えるところで仕事をする。でも阪南市に住んでいないし、事務所もないという事もあるかなと。
部会長	定義を変えてしまうということも、もちろんできますし、あと、先ほど事務局から説明があったとおり、解説のところ、柔軟に考えなきゃならないっていうことを解説の文章に書き加えるということもできると思えます。 テレワークは市として進めたいと思ってらっしゃるのであれば、そういう方が増えれば、交流人口が増えることもあると思います。解説の中で読み取れるようになればより良いと思います。

部会長	<p>次に、第4条は基本理念ということなので、これも言葉を足すということはあるかもしれませんが、運用状況を確認するという事は難しいと思っています。</p> <p>次に、第5条参画及び協働の原則について、これは協働することの原則を規定しているという事で、前はあまり検証しなかった部分。それは、次の第6条の情報共有の原則も同様です。</p> <p>前回、具体的な運用については、これから後の条文のところで、該当する個々の条文の方で、より細かく、検証を行っていくという事にしました。</p> <p>今回も、その方が検証しやすいのではないかと思います。</p> <p>次に、第7条財政自治の原則について、この条文以降であまり財政自治の話が出てきていないため、前は、あえてこの第7条で財政に関する状況を検証を行いました。加えて資料としては、決算資料や財政シミュレーションという将来に向けて、財政状況がどうなるか試算した資料。そして、行政経営計画という1年毎に市役所がどのような仕事をしていっていかってという計画作を見せていただき、財政自治というのが、新たな歳入と歳出の調和の取れた財政運営というキーワードにのっとり、できているか、今後も継続していけるかということを確認しました。</p>
委員	行政経営計画というその年次の計画というより、行財政構造改革プラン改訂版という計画の方が、今一番話題かと思います。
部会長	その中に財政シミュレーションもあるのであれば、それをいただいて、拝見するのが一番いいですね。そのとおりにしましょう。
委員	<p>いち市民としても、一番気になる場所ですが、その行財政構造改革プランは、市民説明会とかいろんなことをしながら作られていると思いますが、改めて行財政構造改革プランが、こういう住民自治の原則なり、市民の活動なりに、何か大きな制約になってないかとか、住民自治の理念に、反するような方向にいかないかみたいなものは、しっかり見ておかなければいけないかなという気がします。</p> <p>あと、あんまり全国では少ないでしょうが、財政非常事態宣言を発出している自治体がどんな見直しをしてるかなど、その自治体が宣言を受けて、こういう自治基本条例をどう改正しているのかなど、分かれば良いのでは。</p>
部会長	<p>それでは、それらの資料を頂き、しっかりと見ていきましょう。その他何かご意見はありますか。無ければ次に進めさせて頂きます。</p> <p>このまま進めていきますが、お気づきのことがあればいつでも言ってください。</p> <p>次に第8条は市民の権利について定めているところなので、運用状況について前は、対象外にしていました。また、第9条市民の責務についても、前は対象外にしていたので、今回も同様で良いかと思います。</p> <p>次に、第10の議会の役割というの、前回あえての確認はしなかったところです。</p> <p>次に、先ほどの説明にもありました第11条の議会の責務について、ここは議会がどのような事を行っているのか確認するために、いろいろ資料を頂いたというのが前回になります。今回もいろいろと確認ができたかと思えます。もしかしら、これは第10条とも関連するかもしれませんが、議会に関して、知っておきたいような情報とかありますか。</p> <p>私としては一つあるのですが、数年前から熱心にやっていると、やっていないところと差があるかと思いますが、議会改革の取り組みです。議会基本条例を作成したりする市もあるようですが、阪南市の議会がどんな取り組みを行っているのか知りたいです。</p>
事務局	今、議会の中で、議会改革推進検討会を立ち上げて、議会資料が多いためペーパーレス化にしよう。運用をもう少しこんな風にしたらいいのでは。議会の条例を策定してはどうかなど、昨年ぐらいから検討が行われております。その辺りの資料は集めていただきたいと思えます。
部会長	その状況によっては、第10条や第12条にも関連してくるだろうなと思いましたので、ぜひその資料を、いただければと思います。あと、前回いただいた議員が市民向けに発行している情報誌、ウェブサイトの記事や議会だよりも確認してみましようか。
委員	<p>そのあたりは、前回と同様に集めてもらいたい。</p> <p>議員によっては、市政報告会のようなものをたまに見かけるんですけど、そういう市民の対話というか、そのような機会を作られているのかなど、関心はあります。</p>
部会長	どれぐらいの議員が、どれぐらいされてるかなど分かる範囲で調べてもらえれば。情報提供することは大事なことかなと思います。また、提供もそうですが、12条の議員の責務の2項のところにもありますけど、多様な住民や地域の課題を市政に反映するという事であれば、いろんな声を聞くという事もあるかと思えます。
委員	フェイスブックで情報提供している議員もおられる。また、自身のウェブサイトも持っている方もおられるので、SNSとセットでわかれば良いかと思えます。フェイスブックは別に登録しなくても、記事を見れるので便利です。

部会長	<p>おそらく、この辺りSNSの活用というのは、5年前と違うところだろうなと思います。ぜひ、調べてみてください。</p> <p>次に、12条をちょっと置いておいて13条市長の責務ということですが、ここは幅広いので、前回いろんな資料を出していただいて、検証させていただきました。</p> <p>市政運営方針の要旨、新しい総合計画の各分野ごとの主要事業一覧、事務事業評価調書、議会常任委員会資料、人材育成基本方針、職員研修計画、阪南市クレド、機構図というふうになってるんですが。</p>
委員	<p>未来市長懇談会は、現在も行っているのか。</p>
事務局	<p>現在は、行っていません。</p>
部会長	<p>おそらく市長が直接市民とか団体と意見交換をするような場っていうのが今もあるかどうか。名称が変わっていてもいいと思いますので、その辺りを教えて頂きたいと思います。別の市町村では、Zoomを活用して行ったとも聞いたことがあります。</p>
委員	<p>阪南クレドというものが、分からず自分で調べたのですが、志や約束とか心情などが記載されているような感じだったのですが、何が記載されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>阪南クレドカードの表紙には、将来都市像が書いていたり、中を開くと目指すべき職員像、目指すべき職員であるために必要な姿勢などが書かれており、職員の心得みたいなものと思っただけければ。</p>
部会長	<p>その他何か気になることとか、資料とかありますか。</p> <p>市長に関して結構資料が多いですが、前回、この項目で事務事業評価調書は資料として、いただいていたか。</p>
事務局	<p>前回は資料として提示させて頂いています。</p> <p>市長の責務は、執行機関としての責務とほぼ同じだということで、行政としてどのような業務を執行してるのか。というところの確認を行って頂いています。</p>
部会長	<p>基本的に、ここに記載のある資料と、先ほど、お願いをした市長が、市民とか団体と意見交換をしている実績が分かる資料をお願いします。</p> <p>去年はイレギュラーだったと思うので、去年がなかったら、ちょっとさかのぼって欲しいです。</p> <p>次に、第15条。職員の責務ですが、以前はお客様アンケートって行っていたと思いますが、これは今も行っていますか。</p>
事務局	<p>お客様アンケートも、現在行っていません。</p>
部会長	<p>研修の実施方法・計画は難しいですね。市民アンケートや市民意識調査の中で、職員に関することを聞いてたりする項目はあったりしますか。待遇もそうだと思いますが。</p> <p>もちろん市民がどう思ってるかだけがすべてじゃないので、ちょっと研修のことだけだと寂しい感じがします。条例には、この条例を順守して記載してあるんですけど、遵守してる、理解してるかどうかって何か調査してますか。</p>
事務局	<p>第15条の規定にあるとおり、自治基本条例を順守し、日々の業務を遂行しているのかという調査等は行ったことはありません。</p>
部会長	<p>確かに、調査っていうのは難しい気がするんですけど、研修の機会ってありますか。自治基本条例について、職員が学ぶ機会。理想としては、新規採用職員に対し、せめて1時間ぐらいは話して欲しいなと思うんですけど。</p>
委員	<p>毎年、新規採用職員につきましては、自治基本条例の担当課である当室が講師を行い、自治基本条例とはこういうもの、こういうことを謳っている。いうことを研修という形で、毎年取り組んでいます。</p>
部会長	<p>そのような、研修の状況について、資料に記載のある研修計画や研修実績を見て確認をしていきたいと思います。</p> <p>その他何かありませんか。</p>
委員	<p>市の職員は、インターンとか人事交流とか、何かそういう事はあるんですかね。民間企業に一定期間いたり。国の人たちは、地方自治体に来て、人事交流みたいなことをされてますけど。</p>
事務局	<p>同じ自治体ではありますけど、毎年、大阪府に2年間職員が行くという派遣制度があり、職員から募集を行っている。大阪府以外でいうと、不定期ですが、マッセ大阪っていう研修施設。ここでは、市町村向けの研修を企画と提供を行っているような団体です。</p> <p>そういう形でいうと、定期・不定期はありますけれど、常に1名から2名ぐらい阪南市役所から出て、違うところのセクションで業務をしているということになっています。</p>

委員	その人材育成とか、何かそういう行政同士ではわからないかもしれないけど、民間性を身に着けて業務に活かすなど、特に行財政改革の中でよく聞いたことがあるなと思って聞きました。
事務局	人事交流や人材育成でいうと、広域で設置している組織もあります。広域福祉課や徴収機構などがあり、同じ地方公共団体ではありませんけれども、市全体としては、数名は人事交流等を行っているイメージにはなると思います。
部会長	そうであればおそらく、人材育成の視点は、研修の実施報告を見た方が早いかもしれないですね。昨年度でいいのかわかりませんが、研修の実施報告書を資料として準備をお願いします。 次16条は、市民活動団体です。前回ではここはあえて改正等はしなかったんですけど、意見がいろいろ出たところなんです。今回の検証部会委員には、実際に活動してる方もいらっしゃいますし、中間支援組織の方もいらっしゃるの、ここは議論の場に載せたいなと思います。資料として、何か知っておきたい数字とか情報とかありますか。
委員	校区福祉委員会でいうと、東鳥取校区はこの前できたいですが、拠点ができてないところがあるのでそれを何とか作ってもらえたら。校区の役員が拠点の設置を望むかどうかちょっとわかんないんですが、拠点ができたらその当番をしなくてはいけないとか、そういう負担がかかってくるので。どこまで望んでおられるかわかんないんですが、でも拠点があると、住民には絶対いいとは思うんですけどね。
委員	12小学校区の福祉委員会でいうと、5つ拠点があって、7つ無いという状況。ただ、他にもいろいろな団体がありますので、あそこブザミみたいにいろいろな団体が合わさった拠点みたいなものもありますし、NPO法人だと代表者の自宅でやってたりと、活動団体の拠点をどう定義するかということにもよるかなと思います。
委員	市民活動団体やNPOというのは、要するに市役所に登録しておられる団体だと。或いは、それ以外に団体が、どれくらいあってどういう活動をしてというのが、いわゆる一般市民にどれだけ浸透しているのか、そこよくわからない。まずは、それが分かるような資料が欲しいですね。 例えば、A団体、B団体、C団体、D団体があるとき、AとCとEはほぼ同じような事をしてるが、別々にやってるなど。 Aが何かやるときは、Aに親しい人だけが集まって少人数。Cが何かやるときは、Cに親しい人が集まって少人数という、そういう流れになってるのか、私どもも見えないんですね。 それが、5万5,000人強の阪南市にどれだけ浸透してるのかっていうのは、やっている人はわかってるんだろうけども、それ以外の人にどれだけ浸透してるかなど、ここの辺りをちょっと見たいなって気がしますよね。
事務局	市民活動センターに登録いただいている登録団体数ですが、市民公益活動団体で90団体程度あり、加えて、当室で把握しているのが、NPO法人の認証事務を行っていますので、阪南市内で設立しているNPO法人数は19法人あります。 ただ、阪南市内には、登録をされていない団体も数多く存在しており、事務局として提示できるものが、登録のある市民公益活動団体のリストと活動分類、NPO法人のリストと活動分類となり、それ以外については、把握が難しいところ。
部会長	事務局で把握できている情報で結構ですので、資料をお願いします。
委員	この前の市制施行30周年記念式典の時に表彰を受けておられたのが185団体ありましたよね。個人の方もおられましたけど、あれを見ると阪南市の中で皆さん頑張っておられるなと思いました。
部会長	そういうものが、広く市民に伝わると良いですね。知ってる人は知っておられるかもしれませんが。ちょっとその団体リストも資料としてお願いします。 次に行きます。第17条は計画策定等における市民参画についてです。これはやらなくてはならないですよという手続きが書かれているんですけど、その手続きをちゃんと行っているかどうかということですが、その辺りはどうですか。
事務局	こちら17条の部分につきましては、18条と同じような形になるかなと思っております。こちらの方は、2年に1回市民参画の手続きに関する調査を全庁的に行っており、市民に影響を及ぼすような計画や条例を作ったり、変えたりする時は、広く市民の皆様から意見を頂くということで、パブリックコメントを実施しており、これらの調査結果の取りまとめがありますので、お示しすることができます。
部会長	それでは、自治基本条例の改正後から調査・取りまとめしたものを資料としてお願いします。
委員	その調査は、パブリックコメントを実施してるかどうかという事と、例えば何件コメントがきたとかが分かりますか。案件にもよると思いますが、市民の関心が高まっているのか、減ってるのかが見えれば。
事務局	調査項目には、件数等も含まれているため、把握できています。

部会長	他になければ、17条18条は以上とします。 次19条市民参画の推進ということで、市民の参画する機会が保障されるように制度の整備を図るものとするというように、条文で記載されています。
委員	前回の検証結果にSNS等という言葉が出ていて、今、阪南市のLINEがありどんどん情報入ってくる。あれは非常に助かります。
委員	私はそのようなものがあるのではありません。 やっぱりあまり浸透していないとか。何でそのようなことを知るかと言ったら、やはり広報とかで皆さん知られてると思うんですけど、若い世代はそれすら読まない。読んでる時間がないなど、知らない人が多いんじゃないかなと思います。私も初めて知りました。 そういうふうに思うので、それを何か駅前とかでこういう事を始めましたとかそういう広告物っていうのも含めて大切になってくるのかと。 ただ、それをするとしても今の若い世代は面倒くさがるかもしれません。何が自分にとってメリットがあるのかという部分を知れたらやっぱり若い人たちも興味を持つと思う。例えば、私よりちょっと上の世代になると育児情報などという感じになってくるんでしょうけど。そういうものを中心に出していくであったり、社会保障とかそういう関連を若い人たちも結構求めてる人が多いと思うんです。なので、自分たちへのメリットが発信されているというのを知れるような、何かあればいいなとは思うんですけど。
委員	阪南市が取り組んでいるSNSのフォロワー数を資料としてお願いしたい。
委員	興味のある情報がよく出てきてくれたりとか、そのツールを入れてたら得じゃないですけど、メリットあるんやなって思える、そういう宣伝をしていかないといけないと思う。 あとFaceBookについて、おっしゃられてたんですけど、今、若い人結構FaceBookやっていないです。30代の方は、やってる方も結構いらっしゃると思うんですけど、20代ぐらいになると、もう極端に減っていると思うんです。InstagramやTwitterとLINEぐらいですかね。それ以外となると、FaceBookだけじゃやっぱり駄目で、若い世代にもっていうのを中心に考えるとしたら、そのInstagramや、Twitterっていうのも結構大切になってくるかなと思います。
部会長	そうですね。おそらくその辺も5年前の状況と大きく違うと思います。その話はまた第21条のところ、議論していければと思います。ご意見いただきましたとおり、ツールごとの登録者数とか、どのような使い分けしてるかとか、そういう情報もらえたらありがたいかもしれません。よろしくお願いします。 では、次に第20条協働の推進について、これは前回新しく追加した項目ですね。前回の推進委員会、部会でご協力いただき、協働の指針を作ったっていうのは一つ成果だと思うんですけど、指針を作るときにも話があったんですが、その指針をどう使ってるかっていうのを教えてもらえればと思います。
事務局	今後、パブリックコメントを予定しており、その後に阪南市として協働の指針を策定していくという流れとなります。
部会長	それでは、第20条の検証を行う時には、実施したパブリックコメントの結果も資料としてお願いします。 仮に、検証するタイミングで、まだパブリックコメント中で数値などが確定しない場合は、確定した時に第20条を検証することとしましょう。 また、指針ができていないにしても何か職員が協働に関わることができる場や機会とかあれば。
委員	この間で言ったら、まさに、はなていアクションとか協働提案事業やプランコンペとかですかね。そのあたりの実績があれば教えてもらいたい。 また、協働庁内推進委員ですか。職員の協働委員はなんか会議みたいなものはあるんでしょうか。
委員	市民協働庁内推進委員に対して、年1回は研修を行っています。また、協働事業提案制度で募集を始める前には、推進委員向けに制度の趣旨や募集要項について説明会を実施しています。
部会長	それでは、それに関する実績を資料として見せていただけたらと思います。 次に第21条ですね。情報の収集及び活用。市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければ、そして市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整えなければならないということなので、それこそウェブサイトももちろんそうなんですけど、先ほど、ご意見くださったSNSをどう使ってる。というのがわかる範囲で教えていただけると議論しやすいかなと。 あとですね、これらは発信の方ですが、収集だったらどうでしょうか。パブリックコメントの実施状況も収集の方法の一つにはなるんですけど。 この収集と発信の両方の面ってどんなことをやってるかだと思うんですけど。議会としては、先ほどの市政報告会のような事もそうかもしれないですし、執行機関だと、市長と会話する機会があるとか、市長への手紙とかが該当するのかもしれない。
事務局	情報収集の手段としましては、市民の声提言制度をやっておりまして、市民の皆様からのお声を、いただくということで、回収ボックスを置いてそこに用紙を入れて頂くものがあります。 そこに、声を入れて頂きますと、一定のルールがありますが、基本的には申出者の方にお返事をしています。匿名とかだと、お返事できませんが。

委員	市役所への要望という声を届けるのは、紙だけじゃなくウェブ上でそういうのはありますか。
事務局	ウェブサイトにも市政へのご意見というクリックするところがあり、その専用フォームに必要事項を入力していただき、メールいただくことで、当室の方へダイレクトにメールが届くようになっています。
部会長	寄せられる市民の声は結構ありますか。
事務局	お答えを返す案件は、年間で70か80ぐらいですけども、匿名で寄せられる意見も含めると毎年100件は超えているような状況です。
部会長	どういう状況になってるか、もし可能であれば資料をお願いします。 次の第22条は情報公開等です。さっきの情報発信のところと、重複してくるところではあるんですけども、行政もそうですし議会もですね、持っている情報について保護すべき情報を除いて速やかにかつ積極的に公開しなければならないということを謳っています。 それを検証するために、附属機関等の会議及び会議録の公開状況ですね。このような会議ですね。ちなみにこの部会は非公開ですか。
事務局	こちらの部会は公開です。会議録や資料として配布したものをすべてをウェブサイト上で見れるようにしております。
部会長	わかりました。他の会議でもそうなるかどうかというのを確認するということですね。 情報公開制度という制度があるので、その運用状況がどうなっているのかという資料を前回はいただいています。あと、特定活動法人の認証状況、市民活動センター夢プラザの利用、夢プラザだより、地域交流館利用案内、市民参画手続条例、情報公開条例とありますが、今回の検証ではどこまで資料として必要としましょうか。
委員	第5項に、別に条例定めると記載がありますが、これは何か定めているのでしょうか。
部会長	それを確認するために、下の二つの情報公開条例と市民参画手続条例というのを見たところですね。
委員	附属機関の公開状況や情報公開制度の運用状況で、さっきの条例2つはぜひ欲しいですよ ね。 あと傍聴というのは、会議の公開状況で、分かるんでしょうか。例えば傍聴者1名とか3名とか。
事務局	調査項目に含まれているため、把握できます。
部会長	市民活動センターや地域交流館の利用案内等は、いかがでしょうか。
委員	市民参画のところ、市民活動団体などに関連する部分や市民参画のところの資料とした方がいいのかなと思います。第16条とかですかね。
部会長	それでは、利用案内などのパンフレット等も、準備いただくようにお願いします。 次に、第23条の個人情報の保護についてです。ここについては前回、個人情報保護条例をルールという事で確認を行いました。それを踏まえて、情報公開制度及び個人情報保護審査会も含めた個人情報保護制度の運用状況についてまとめた資料をいただきました。今回も同様をお願いします。 次に、第24条の説明責任についてです。行政経営計画については必要だと思います。また、行財政構造改革プランも関係すると思います。
委員	この条文は、それこそ今取り組んでいる行財政構造改革プランの住民説明会とか資料や説明の実績、その経過をしっかりと説明を行う必要があるということですね。
部会長	前回の検証時に提示いただいた資料の最新版をお願いします。加えて、総合計画にしてもそうでしょうし、今話題になってる、行財政構造改革プランの説明会なども行っていると思うので、その実施状況について、抜粋でもそのままでもいいので、資料として準備をお願いします。 次に25条の意見、要望等への応答についてです。先ほども少し出てきましたが、市民の声の取り組みを示す資料をお願いします。市民の声をもらって、どのように対応したのかなど、まとめておられると思いますので。回答の内容まではどうでしょうか。
事務局	申出者の方が、自分の申出内容について、公表を希望するか、しないかという選択肢を設けておりまして、当然しないを選択されている内容については、公表を行っておりません。公表するを選択されている内容につきましては、市民の皆様から寄せられた声に対して行政としてこのようにお答えしましたという回答状況も含めて年1回になりますが、例年、ウェブサイトにて公表を行っている状況です。

部会長	<p>結構な量になりますか。もし量が多くなるのであれば、抜粋でも一例でもでもいいので、一覧とどんな回答をしたのかなどを資料としてお願いしたいと思います。また、議会の請願陳情の取り組み状況もお願いします。</p> <p>次、26条住民投票についてです。前はですね、条例に住民投票の実施に必要な事項については別に条例で定めると書いてあるのですが、それを定めてなかったんで、定めましょうということになりました。そのような結論をこの自治基本条例推進委員会で出しました。その結論を受け、現在は住民投票条例が出来上がっています。今回は条例はできていますが、この住民投票に関連して、何か確認できることがあるかどうかということです。</p>
委員	<p>条例が出来上がっているんで、この条文を条例で定めるという表現ではなく、定めています。など、表現を変えることはできないか。そうすれば、見たときにあることがすぐわかる。定めるだけだと、あるのかどうか分かりにくいと思うんですが。</p>
委員	<p>条文で定めています。という表現はしないのでは。それであれば、解説でじっくり書いていけばいいのではないのでしょうか。</p>
部会長	<p>そうですね。解説の中に、条例を策定している旨を追記していきましょう。条文自体の文言は変更ができないので。</p> <p>次に、第27条の総合計画についてです。前は、策定の経過や計画の案っていうのを資料としていただいていた。確かに総合計画というのは大事な計画なので策定にあたってですね、それこそ市民の声をどれくらい取り入れる取組をしたかっていうことは確認したいと思うので、この時点でわかる範囲で、策定の経過と市民参画に関する取組みをどれくらい行ったかという資料がいただきたい。</p> <p>また、前は阪南市総合計画後期基本計画の案を頂いていますけど、今回はどうでしょうか。今、次の総合計画の策定に向け作り込みをされている段階だと思うのですが。</p>
事務局	<p>そのとおりです。今、次期総合計画を策定している段階で、ついこの間も住民説明会を開催させて頂いております。その時に配布した資料であればお示しできます。</p>
部会長	<p>それでは、その資料の最終バージョンの資料をお願いします。</p> <p>あとですね、第3項に評価のことが規定されているのですが、こちらの資料としては、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>行政が実施している事業について、自己評価を行ったものに対し、外部の視点ということで外部評価委員会を設置し、評価を行って頂いています。外部評価は全ての事業に対して行っているわけではないですが、評価報告書の取りまとめたものがあり、これがまさに第3項に規定している評価に当たるのではないかと思います。</p>
部会長	<p>その報告書全部となると、すごいボリュームになるかもしれないので、事務局と相談してどのような資料をお願いするか調整をしていきます。この辺りもしっかり確認できるようにしていきましょう。</p> <p>次に第28条の危機管理ですね。これも前回新しく追加した条文です。この状況を確認するために何か知りたいことなどはありますか。</p>
委員	<p>防災マップはありますよね。あと、自主防災組織も結構出来上がっていると思います。</p>
事務局	<p>地域によってできてること、できないとかありますが、全自治会の70%ぐらいの結成率となっています。</p>
委員	<p>実際、2年前の台風21号のときは、大きな被害があって、その際にはいろんな対応が発生したと思うんですけど、その対応のまとめたいなものがありましたら。</p> <p>あと、市で防災協定をされているので、このような時にどう活かされているのか分かれれば。</p>
委員	<p>私は、この防災っていう言葉の中に、いわゆる自然災害だけでなく、交通事故も大きな日々の防災だと思うんです。だから、そういうところも関連する資料とか、小・中学校等への交通安全教育をどのように行っているのかなども、分かれればと思います。</p>
部会長	<p>今のご指摘の交通安全教育は、第2項のところと繋がってきますよね。防災ってなってますけど、タイトルとしたら危機管理なので、交通事故の発生状況の数字やどういう場所が危ないかなど分かれればいいですね。</p>
委員	<p>小学校の通学路の見守りボランティアも、すべての地域が行っているんでしょうかね。これこそ日常の防災だと思います。私の主人は毎朝見守りに行ってるんですけど、午後の部はPTAとそれからボランティアの募集した人で、順番にされておられるみたいです。交差点で旗を持って、見守ってくれてるからそこは安心かなと思います。</p>
委員	<p>あと危機管理と言ったらそのコロナ禍での命と暮らしみたいな。まさに感染症災害の部分はぜひ資料があれば。</p> <p>阪南市って確か人口比にしたら、感染者の数は市の中では一番低かったように何かで聞きいたような気がします。何かそういうデータと、阪南市内の医療体制がどうだったかっていうのが分かれれば。体制は分からない部分もあるかもしれないですが、何かそのコロナの対策本部会議でまとめられてるようなものがあれば、ぜひ、見せていただきたいなと。</p>

部会長	<p>それでは、ちょっと危機管理のところ新しい条文でもあるので、新しく資料をちょっと集めてもらわないといけないですが、よろしくをお願いします。</p> <p>次に第29条他の機関との連携についてです。あえて今回は検証しなかったんですけど、今回はどうしましょうか。</p>
委員	<p>広域で設置してるそういう行政機関、消防とか、何かそういうものがあれば、出していただけたらいいのかなと思います。</p>
部会長	<p>広域で対応してる行政サービスですね。それでは、そのリストをお願いします。</p> <p>次に第30条は、条例の推進についてです。条例の推進のため委員会を設置するものとするという項目なんですけども、それがこの検証部会と親の推進委員会だということです。開催状況は今更確認する必要もないと思うので、ここはいいかなと思います。</p> <p>次に第31条は、条例の見直しについてです。5年を超えない期間ごとに検証をします。というのが、まさに今その準備をしているということです。</p> <p>とりあえずですね、駆け足で31条まで、検証するかどうかに加え、どんなことを知りたいかということを確認してきたんですけど、何か言い忘れたことや、どこに当たるかわからないけど、こんなこと知りたいっていうことがあれば、何条に該当するなどは言ってくださいらなくてもよいです。</p>
委員	<p>資料2の中で、15番の事業者の責務が気になりました。半数以上の市町村が規定をしておられるので。これはどういうことを他市は行っておられ、どういうふうになっているのか気になりました。</p>
部会長	<p>おそらく、これは阪南市に条文として加えなくても良いかどうかというのを確認するために、他市のことを知りたいって言ってくださると思うので、今日じゃなくても、いくつか主な自治体の状況を見せていただくと、イメージがわかりやすいと思います。</p> <p>ちょっとこの辺、市民を細かく分けて、定義づけをしてるところがあるということです。ちょっとここは資料あった方が、わかりやすいと思うのでお願いします。</p>
委員	<p>同じく資料2の24番の地域コミュニティについてですね。他の市町村が11規定しておられ、阪南市がないので、これを条文として作った方がいいのかどうか。わからないですけど、作ればどういうものになるのか。自治会の組織がしっかりしてるのと、そうでないところがあるので、参考になる資料あれば、お願いしたいです。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。おそらく、すでに定められている11の市町村もですね、いくつかタイプ分けができそうな気がします。どういう定め方をしてるか、どんな条文作っているかタイプ分けができると思うので、主なものをピックアップしていただければと思います。</p>
委員	<p>自治会から抜け落ちている地域とかもやっぱりあるんですね。自治会に入ってるところと入っていない所がある。近くに複数の自治会があったりして、どこの自治会に入ればいいのかわかりにくかったりとかするので、その辺自治会の可視化というか、もうちょっとわかりやすくして欲しいかなと思います。</p>
委員	<p>他でも、相談受けたことあるんですけど。20軒30軒のミニ開発がされて、ある自治会に加入しようと相談したところ、ここは自治会の基本財産とかいろんな関係で加入は難しいと断られたことがあるそうです。なかなか自治組織の中でも、いろんな難しい問題があると思います。</p>
部会長	<p>まず自治会の問題、地域コミュニティの問題については、しっかり考えていかなきゃならないところでもあると思うので、まずは、他の自治体でどんなことを定めている。というのをちょっと資料として出していただけますかね。</p>
委員	<p>市長の施政方針の中に、まちづくり協議会条例を作るって確か入ってたかなと思いますけど、その条例とこの自治基本条例の整合性とか例えばこれが、他市でマルが入ってるところはもうすでに自治基本条例に含んでるのか、それとも別途何かまちづくり協議会条例のような条例ができてるのかとか、何か関連性があれば、あわせて教えていただけたらと思います。</p>
部会長	<p>そうですね。作ろうとしたらどんな感じになるのか。また、さっきの住民投票みたいに別に定めるとなっているのかなど。イメージがわくと思います。先ほどの繰り返しになりますけど、ここはちょっと議論するところですので、資料の準備をお願いします。</p>
事務局	<p>余談ですが、子どもの権利条例も現在、検討しており、近隣では、泉南市が策定しておられます。なので、目次一覧でも唯一、泉南市にだけ、マルがあると思います。条文の追加はないですが、前文などで触れたり、解説の中で触れたりすることも議論いただければと思います。</p>
部会長	<p>13番の子どもの権利のところですね。わかりました。それもちょっと覚えておいて、泉南市の条例など、資料を集めておいてください。</p>
委員	<p>ちょっと言い忘れてました。おそらく第20条になるかと思うんですけど。先ほどのテーマで、市の職員も協働研修で地域活動に向いて研修されておられて、とても良いことをされているので、それに関連する場面で資料や実績報告を頂ければと思います。</p>

部会長 ありがとうございます。そうですね。やっておられることもちゃんと数字で見え私たちが評価できるようにしたいなと思いますので、準備よろしくをお願いします。
では、資料の量が多くなりそうなところとかについては、ちょっと私と相談をして、あんまり負担になりすぎないようにしようと思います。

【その他について】

事務局 その他について、次回の日程について説明。

(委員からの意見、質疑・応答)

部会長 ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。

なし

部会長 それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。長時間に渡りありがとうございました。